

操舵制御装置の故障に対する措置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

操舵制御装置の故障に対する措置に関する事項

改正理由

IACS 統一解釈 SC94(Rev.1)には、SOLAS 条約 II-1 章 29 規則に規定されている主操舵装置における、操舵制御システムの設計要件に関する解釈が規定されている。

この程、航行中の船舶において、操舵制御システムのうち自動操舵を行うための回路の故障により適切な操舵ができなかった事例の報告があったことから、IACS は操舵制御システムにおける故障検知及び故障時の対応に関する取扱いの見直しを行った。その結果、当該取扱いについては IACS として統一規則とする必要があるとの結論に至り、上記統一解釈の関連規定である操舵制御システムにおける故障検知項目を強化し、当該システムが故障した場合の舵の応答について規定した新規の IACS 統一規則 E25 を 2016 年 6 月に採択した。

このため、IACS 統一規則 E25 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 操舵制御システムの故障検知の項目として直流及び交流回路における地絡検知を追加した。
- (2) 操舵制御システムが故障し、舵が制御不能となった場合における舵の動作を規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 D 編 D15.3.1